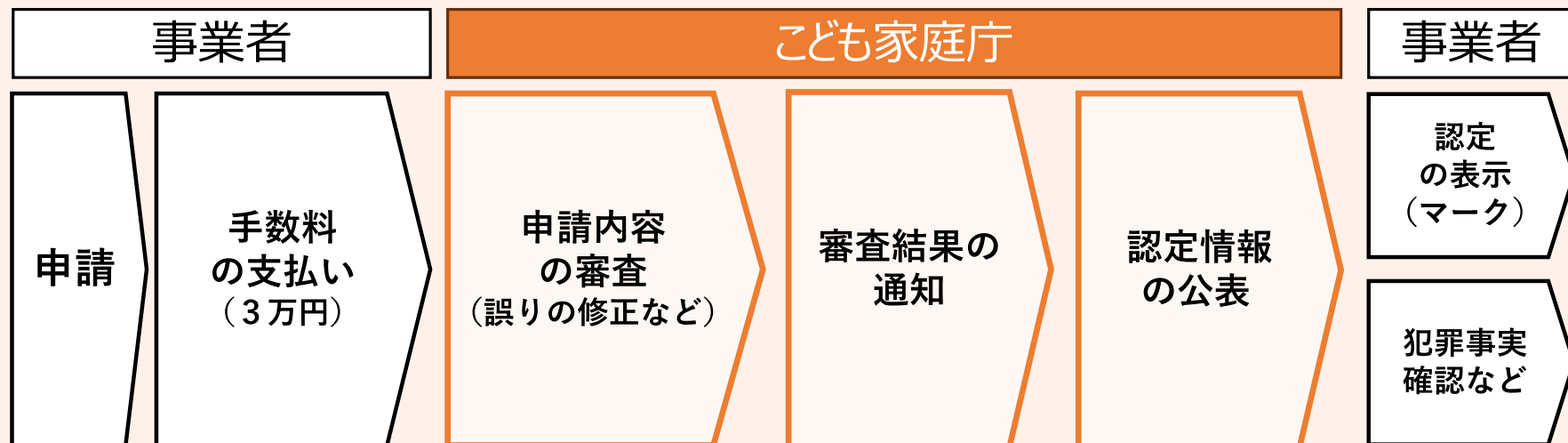




## 認定とは

- 事業者が、こども家庭庁に事業ごとに申請を行い、基準を満たす場合は、認定を受けることができます。認定された事業者は、こどもと接する従事者が、過去に性犯罪を犯していないかの確認などを行う必要があります。
- 認定の基準  
⇒ 認定には、**法律で定められた性暴力を防ぐ取組**や**犯歴情報を適正に管理する取組**を**適切に実施する体制**が必要です。
- 必要な手続  
⇒ 認定を受けるためには、**オンラインでの申請**が必要です。  
申請から認定までは約 1 ～ 2 か月かかる見込みです。



## 認定を受けると…

- 国が「認定」した事業者（学習塾、スポーツクラブなど）は、こども家庭庁のウェブサイト上で**公表**され、どの事業者が認定を受けているか確認できるようになります。
- また、「**認定事業者マーク**」を広告などに使えるようになり、**性暴力防止の取組をしている事業者が一目で分かる**ようになります。





「こどもをまもろう みんなでまもろう」というコンセプトの下、「こまもろうマーク」を作りました。

## 認定事業者マーク



「こまもろう」  
こどもをしっかり“**見て守る**”  
黒い大きな瞳を持つフクロ  
ウがモチーフです。  
こどもを守るために張り巡  
らせた“**アンテナ**”を思わせ  
る少し尖った頭の形が特  
徴です。

## 法定事業者マーク



法律で性暴力防止の  
取組を行う義務が定め  
られている「**法定事業  
者**」は、こちらのマークを  
使うことができます。

### ＜「こまもろうマーク」を付けられるものの例＞

- ・ 制服
- ・ パンフレット、募集案内、メディア広告、ウェブサイト
- ・ 名刺、電子メール
- ・ 受付、玄関ホール、看板
- ・ 求人広告

など

「こまもろうマーク」で、  
性暴力防止の取組が  
行われていることが  
一目でわかるね！



認定事業者以外が認定事業者マークを、法定事業者以外が法定事業者マークを  
使うことは、法律等で禁止されており、違反をした場合は、罰則等があります。